～人と街をつなぎ「暮らし」を創る～

宅建だより 苫小牧

No. ３６７号
2020年 3月20日 発行
(公社)北海道宅地建物取引業協会苫小牧支部
苫小牧市表町5丁目10番7号
TEL(0144)33－9383　FAX(0144)32－2568

第9回支部会員会議の開催について

第９回支部会員会議を下記の日程で開催いたします。
会員会議への出席は代表者もしくは職務代行者に限られますが、会議終了後の観桜会には従業者の皆様にもぜひご出席くださいますようお知らせいたします。

記

１　総会日時　　令和２年４月２３日（木）
　　午後４時３０分～
２　観桜会　　令和２年４月２３日（木）
　　午後６時～
３　会　場　グランドホテルニュー王子　芙蓉の間
４　会　費　　正会員　３，５００円（１社１名）
　　従業者　５，０００円

詳細については後日、総会議案書と共に郵送でご案内いたします。

令和２年度苫小牧市市有地・保留地の譲渡斡旋資格審査（補充登録）の申請について

令和2年度苫小牧市市有地･保留地の売却に伴う譲渡斡旋資格審査(補充登録)を希望する方は苫小牧市に申請書を提出してください。

1　申請書類の受付
　期間　　令和2年3月2日(月)～16日(月)
　　午前9時～午後5時
　申請書に記載した内容を説明できる方が持参してください。
　郵送受付はいたしません。
2　申請書類の配布
　苫小牧市役所財政部管財課ホームページよりダウンロードしてください。
http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/jutaku/jotoassen.html
3　申請者の範囲
　(1)次のいずれかであること
　　①　苫小牧市に事務所がある宅地建物取引業者
　　・　事務所…宅建業法第31条の3第1項に定める事務所
　　②　金融機関が出資する宅地建物取引業者
　　③　信託銀行
　(2)市税の未納がないこと

お問い合わせ先
苫小牧市役所　財政部　管財課　管財係(庁舎6階)

職務代行者の届出について

会員(会社代表者)が協会の総会等に常時出席できず議決権を行使できない場合は、あらかじめその会員の事務所に勤務している者を職務代行者として登録しておくことができます。
研修会その他支部行事への参加には届出の必要はありません。
職務代行者の届出は別紙「内規」をご覧の上、3月31日までに同封の届出書を支部事務局へ提出してください。
(すでに提出されている場合は、届出の必要は有りません)

会員動向　　会員数　129社

宅建士の変更

商　号　･名　称	変更後(従事することになった)	変更前(従事しなくなった)
㈱常口アトム苫小牧支店	常磐井武彦(胆振 1466)	

従事者の変更

商号･名称	変更後(従事することになった)	変更前(従事しなくなった)
まるい商事㈲		田中大佑(190338)
㈱日専連パシフィック	寺田佑介(050236)	菅原康司(830304)

前号でお名前の表記に誤りがありました。訂正して再度ご報告いたします。

業務報告

２／１０　令和２・３年度本部代議員選出　公示
　　立候補・推薦受付期間（２/１８～３/２）
２／２０　第３回不動産研修会　グランドホテルニュー王子

相談業務報告

２月に苫小牧支部に寄せられた相談
一般相談者：５件　会員業者：０件　　計：５件

第3回研修会内容変更のお詫びと資料の配布について

2月20日(木)に開催いたしました第3回研修会におきまして、講師の到着が大幅に遅れ、予定していた研修会の内容に変更がありましたことを、お詫び申し上げます。
つきましては、研修会で使用したテキストを配布し、またウェブサイトで視聴できるセミナーの利用案内をお届けいたします。ログインには書式ダウンロードで使用する**「ID・パスワード」**が必要です。
登録がお済みではない方は、新規登録を行った上でご利用ください。

賃貸住宅仲介業者データ作成の調査にご協力ください

公営住宅入居待機者等に対し、苫小牧市住宅課へ賃貸業者一覧を提供しております。
つきましては次年度へ向けて提出いただいたデータ確認をお願いいたします。別紙に添付のデータ内容に変更追加がありましたら記入の上FAXにてご返送ください。
また新規に賃貸業者一覧へ掲載をご希望の方は下記へお問い合わせください。折り返し調査用紙を送付いたします。
問合せ先
(公社)北海道宅地建物取引業協会苫小牧支部
TEL　0144－33－9383
FAX　0144－32－2568

チャレンジ宅建　（2019年度　出題）

問題：宅建業者が行う広告について、建物の賃貸の媒介において、依頼者の依頼によらない通常の広告を行い、国土交通大臣の定める報酬限度額の媒介報酬のほか、当該広告の料金に相当する額を領収しても宅建業法の規定に違反しない。

×　依頼者の依頼によらない通常の広告を行った場合、一定の報酬の限度額の報酬のほか、広告に相当する額を受領することはできない